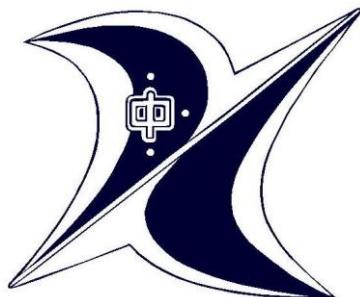


旭川市立広陵中学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年4月 改定)

【目 次】

はじめに

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本的理念	…1
2 いじめの理解	…2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	

II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）	…5
2 生徒が主体となった取組の推進	…5
3 学校いじめ対策組織の設置	…6

(1) 学校いじめ対策組織の構成	
(2) 学校いじめ対策組織の役割	
4 いじめ防止の取組	…7
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…8

○いじめ発見・見守りチェックリスト	…9
-------------------	----

○主な相談窓口	…10
---------	-----

6 いじめの対処	…11
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	
(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	

7 いじめの解消	…12
----------	-----

○早期発見・事業対処マニュアル	…13
-----------------	-----

8 いじめの重大事態への対応	…14
----------------	-----

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携	…15
--------------------------	-----

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	…15
-----------------------------------	-----

11 学校いじめ防止プログラム	…16
-----------------	-----

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。学校生活が開始し、生徒同士新たな人間関係が見え始める5月に、学校いじめ防止基本方針を活用した指導を行い、未然防止に取り組んでいます。また、小中連携の取組として生徒会が中心となって、いじめ標語コンクールを実施したり、学年ごとにどういった言動がいじめに当たるか（定義）やいじめを未然に防ぐには何ができるか（防止策）について考え、全校集会の形式でプレゼンテーションを行ったり、生徒の自主的・実践的な取組を推進しています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする必要があります。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）

本校では教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム＊P16、17参照）、（早期発見・事案対処マニュアル＊P13参照）に基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

令和3年度に、本校でいじめと認知した件数は、5件でした。いずれの様態も、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっています。認知後、いじめ対策組織を通して対応を進めた結果、全て3ヶ月後に解消となり、解消率は100%です。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した生徒が97%で、令和3年度を上回り、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒は11%で、昨年の9%を上回りました。

今年度も引き続き、「広陵中いじめ防止基本方針」の確認と「いじめは許されない」という意識の向上を図る学級活動を5月に実施します。生徒同士新たな人間関係が見え始める時期に行うことでの効果の向上を目指します。また、道徳の授業では、より生徒の心に訴えかけ、いじめを自分事として考えられるよう、教材の工夫を図っていきます。それらの取組を通じて、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」の質問において、97%以上を目指します。一方で、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合が微増したことから、全教職員で生徒を見守る意識をより一層高めると共に、誰にでもいつも相談できる体制を整え、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」の質問で5%の割合を目指します。

2 児童（生徒）が主体となった取組の推進

本校では生徒が自ら、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会中心に取り組みます。

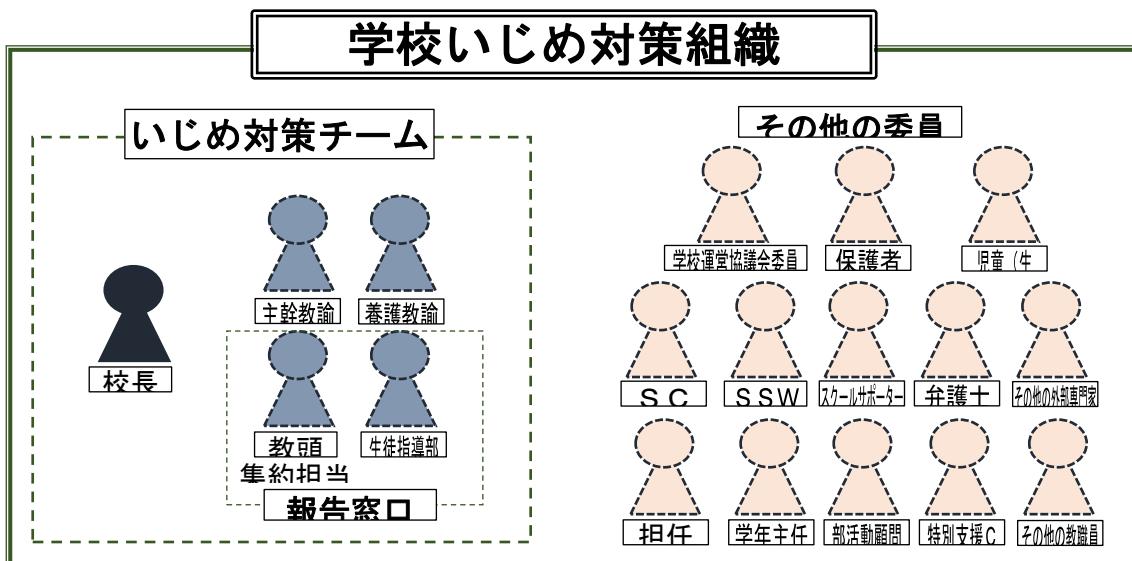
- 「いじめ防止基本方針」（生徒版）の策定
- 「広陵中アウトメディア宣言」（全校集会）の実施
- 「いじめ撲滅全校集会」の実施

- 「いじめ防止標語コンクール」の実施（小中連携の一環として）
- 「中連生活部6月研修会」への参加
- 「生活・学習Ac tサミット」への参加、報告会
- 「広陵中版Ac tサミット」の取組（校区小・中学校の児童会と生徒会の交流）
- 「中連生活部12月研修会」への参加

3 学校いじめ対策組織の設置

（1）学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめ問題に組織的に対応するために、学校いじめ対策組織を設置します。いじめ問題に対して、特定の教職員で抱え込みます組織的な対応により、複数の目による状況の見立てが、未然防止・早期解決に努めることができます。



（2）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行

オ) いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施

カ) いじめ対策組織会議開催時は会議録を作成

キ) 主幹教諭は被害者生徒や保護者に寄り添う専属担当とする

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直しを行う

4 いじめ防止の取組

本校では、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努め、次の取組を進めます。

（1）いじめについての共通理解

- ①いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できる取組を進める。

（2）いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により生徒の社会性を育む取組を進める。
- ②生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- ③幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

（3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が係わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（4）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができると機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

そこで本校では、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」（P9参照）の活用、子ども理解支援ツール「ほっと」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。（P10参照）

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができることがある。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。 ……………… | 〔 〕 |

授業や給食の様子

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 ……………… | 〔 〕 |

清掃や放課後の様子

- | | 生徒氏名 |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 ……………… | 〔 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。 ……………… | 〔 〕 |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間> <メール相談>

毎日24時間 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立広陵中学校 TEL 57-7330

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込みます、直ちにいじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ア) いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソポーター（警察関係者）など、外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- ア) いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関する事案への対応

- ア) 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行います。
- イ) 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- エ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、窓口である教育委員会から、対応への指導・助言を受けるとともに、学校相互間の連携協力を行います。

7 いじめの解消

次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- いじめに係る行為の止んでいる状態が、目安として少なくとも3ヶ月止んでいる状態が、継続していること。
- いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。さらに、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、生徒について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。<input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。<input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせるの大切さに気付かせる。<input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくる大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。<input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。<input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

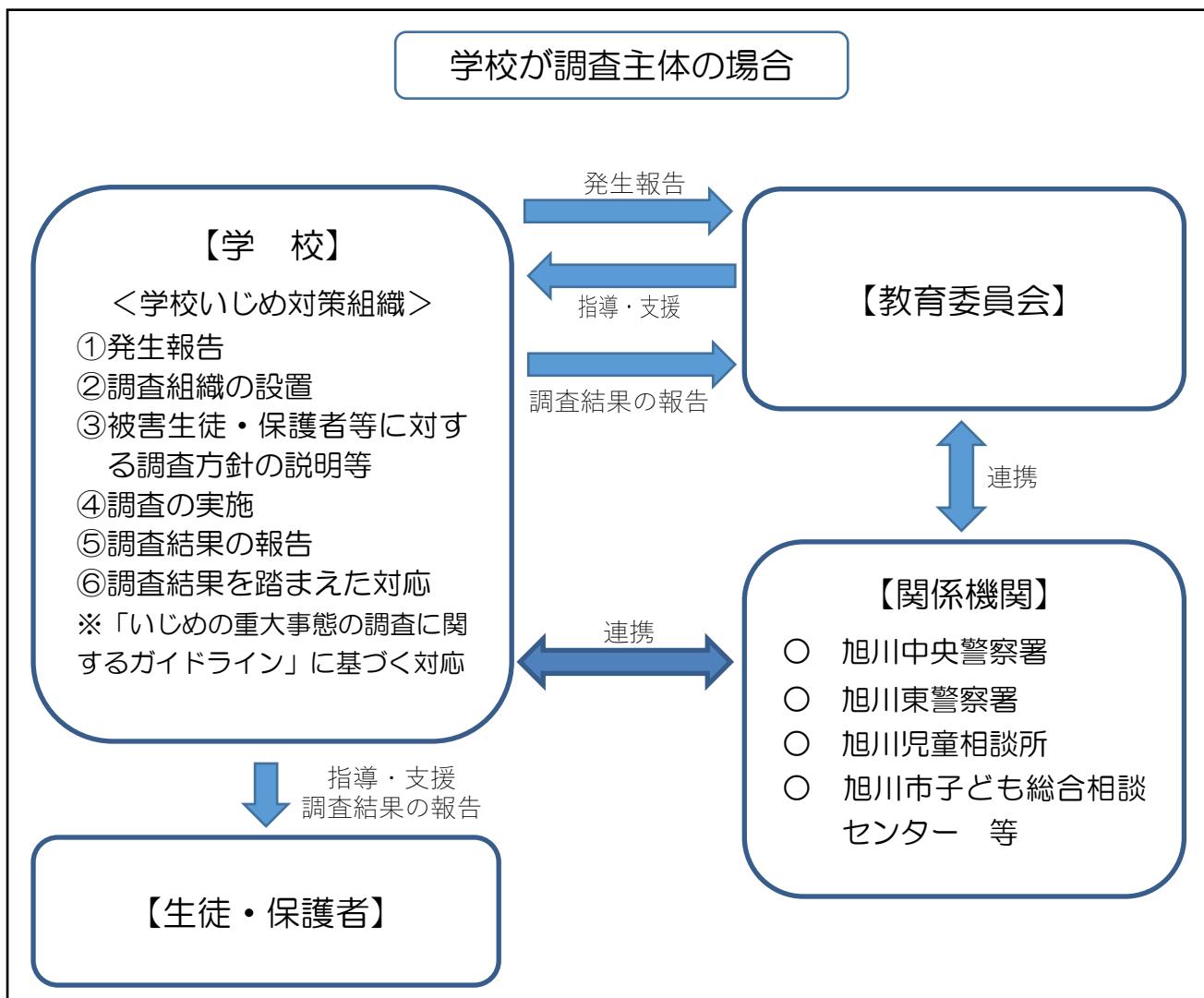
【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 原因の詳細な分析<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用<input type="radio"/> 学校体制の改善・充実<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善<input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化<input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実<input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫<input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 家庭、地域との連携強化<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開<input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価<input type="checkbox"/> 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	---	--

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- (3) 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況および調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適宜適切な方法で情報を提供します。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム＊P16, 17参照）の作成・実施・検証・修正に、保護者や生徒の代表、学校運営協議会委員などの参画を得て進めます。また、いじめの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーター（警察経験者）等の外部専門家（＊P6参照）を加えて対応します。

さらに、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共に理解を図り、緊密に連携します。

民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等については教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

《保護者の役割》

- 15 -

○保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。

○保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月(強調月間)
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定、基本方針(生徒版)の策定及び学校HPでの公開 ・生徒、保護者への説明内容の検討 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修(1) <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ非行防止強調月間の取組の検討 ・校内研修(2)の内容検討及び準備運営 ・ほっと等、各種調査の実施方法の確認 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修(2) <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の在り方 ○小中連携会議(活動計画等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計、分析 ・非行防止教室の内容検討及び準備、運営 ○小中四校交流会(授業参観・情報交流) ○校内研修(3) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習の決まり指導 ・生活の決まり、心得指導 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○非行防止教室(1年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○広陵中いじめ防止基本方針(生徒版)の説明及びいじめ防止の理解を深める学習(道徳) ○地域清掃活動(1・2年) ○各種調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども理解支援ツール「ほっと」活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○いじめ・非行防止強調月間① <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会主催いじめ撲滅の取組(標語コンクール、撲滅宣言) ○中連生活部6月研への参加
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室(1年保護者) ○保護者懇談会(参観日を用いて) <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ○二者面談(全学年) ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年) ○生徒指導部だよりの発行 		<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部だよりの発行

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 等 ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(4)の内容検討及び準備、運営 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと等、各種調査の結果の分析 ○校内研修(4) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケートや各種調査結果の活用 ○校内研修(5) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修② ○市主催「生徒指導研究協議会」へ参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修(6) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 ○小中連携会議(情報交流等)
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室の実施(2、3年) ○生活・学習Actサミットへの参加 ○再度相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習 <ul style="list-style-type: none"> ・朝読書の時間を活用した取組(いじめに関わる読みもの資料:各学年全10巻) 9～11月
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより参観日 等 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」へ参加 ○愛のパトロール ○生徒指導部だよりの発行 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・後期の重点的な取組 ・校内研修の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修(7) <ul style="list-style-type: none"> ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について ○教育相談(3年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査取りまとめ、結果の分析 ・学校評価の点検項目についての検討 ○教育相談(2, 3年) ○二者面談(1・2年生) ○三者懇談(3年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ・学校評価の結果の分析 ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 等 ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体となった未然防止の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会主催いじめ撲滅の取組（全校集会） ○「生命（いのち）の安全教育」の授業 ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 	○いじめアンケート調査②	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の実施 ○二者面談(1・2年生) ○三者懇談(3学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会（参観日にて） <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活 ○参観日にいじめに関する道徳授業を公開（全学年） ○生徒指導部だよりの発行

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組についての点検・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 等 ○小中連携会議（活動反省等） ○教育相談(1・2年生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・進学に伴う情報交換 等
生徒		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談アンケート調査 ○いじめアンケート調査③ ○小中連携小学校訪問（小6向け学校説明） 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関する協議 		<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等 ○生徒指導部だよりの発行